

道路構造の手引き改訂対照表

| | |
|-----------|-----------------|
| 第11編 維持修繕 | 4 その他施設等の維持修繕 |
| 4.4 防草対策 | 掲載頁 11-17 (711) |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>4. その他施設等の維持修繕</p> <p>4.1 重要構造物 重要構造物(ボックスカルバート,擁壁類,法面工,立体横断施設,トンネル等)の維持修繕は,各構造物の性能を適切に保持するように構造物の診断,診断結果に基づいた対策の実施,さらには診断及び対策の記録を適切に行うことが望ましい。</p> <p>4.2 道路付属施設 道路付属施設(車両用防護柵・防止柵,道路標識,路面標示,視線誘導標,道路反射鏡,道路情報設備等)の維持修繕は,各道路付属施設の性能を適切に保持するように維持修繕を行うことが望ましい。 既設道路照明(トンネル照明を除く)のランプの更新にあたっては,既設照明がけい光水銀ランプの場合においても,高圧ナトリウムランプ(長寿命タイプ)を基本とする。ただし,演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は,白色系の光色のセラミックメタルハイドランプを用いることができる。ただし,支柱の劣化等により照明の立て替え計画がある場合はこの限りではない。</p> <p>4.3 植栽および街路樹</p> <p>(1) 植栽および街路樹の剪定は,道路の機能保持,道路及び沿道の環境保全並びに美観保持を目的とする。 道路は道路法第42条において「道路管理者は,道路を常時良好な状態を保つよう維持し,修繕し,もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と明記されており,植栽および街路樹の剪定等の作業は道路の機能を保持し,道路や沿道に対する環境保全並びに美観保持のうえからも必要なものである。</p> <p>(2) 様々な要因により植栽および街路樹の撤去を検討する場合は,以下の方針に従うこととする。</p> <p>(a) 歩道植栽帯の撤去(植栽樹も含む)</p> <p>(ｱ) 歩道有効幅員2mが確保されておらず,歩行者の安全な通行を著しく阻害している箇所については植栽帯の撤去を検討するものとする。 歩道幅員は確保されているが,植栽帯幅1.5m未満で,著しく倒木の危険性がある場合,信号機,標識及び歩行者などの視認性を阻害し交通安全上支障がある場合は,高木の撤去または植栽帯の撤去を検討できる。</p> <p>(ｲ) 高木しかない植樹樹において,高木を撤去することで植樹樹が歩行者などの安全な通行に支障を及ぼす場合は,低木植栽,張コン等の対策を講じる。</p> <p>(ｸ) 植樹帯撤去後,植栽が有していた横断抑止機能等については,その代替施設を検討する。</p> <p>(b) 中央分離帯植栽帯の撤去 中央分離帯植栽が,著しく安全な通行を阻害している場合,ゴミのポイ捨てにより著しく環境が悪化している場合は植栽の撤去を検討できる。撤去にあたってはその植栽が有している機能(遮光,横断防止)の代替施設を設置する。</p> <p>4.4 防草対策</p> <p>(1) 防草対策の目的 通行の安全性の確保,除草費用の縮減及び除草作業に伴う交通規制の低減を図ることを目的として,必要箇所に防草対策を実施することとする。</p> <p>(2) 防草対策の実施箇所 防草対策は初期費用が高いことから,以下のような効果が高いと判断できる箇所にて実施する。</p> | <p>4. その他施設等の維持修繕</p> <p>4.1 重要構造物 重要構造物(ボックスカルバート,擁壁類,法面工,立体横断施設,トンネル等)の維持修繕は,各構造物の性能を適切に保持するように構造物の診断,診断結果に基づいた対策の実施,さらには診断及び対策の記録を適切に行うことが望ましい。</p> <p>4.2 道路付属施設 道路付属施設(車両用防護柵・防止柵,道路標識,路面標示,視線誘導標,道路反射鏡,道路情報設備等)の維持修繕は,各道路付属施設の性能を適切に保持するように維持修繕を行うことが望ましい。 既設道路照明(トンネル照明を除く)のランプの更新にあたっては,既設照明がけい光水銀ランプの場合においても,高圧ナトリウムランプ(長寿命タイプ)を基本とする。ただし,演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は,白色系の光色のセラミックメタルハイドランプを用いることができる。ただし,支柱の劣化等により照明の立て替え計画がある場合はこの限りではない。</p> <p>4.3 植栽および街路樹</p> <p>(1) 植栽および街路樹の剪定は,道路の機能保持,道路及び沿道の環境保全並びに美観保持を目的とする。 道路は道路法第42条において「道路管理者は,道路を常時良好な状態を保つよう維持し,修繕し,もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と明記されており,植栽および街路樹の剪定等の作業は道路の機能を保持し,道路や沿道に対する環境保全並びに美観保持のうえからも必要なものである。</p> <p>(2) 様々な要因により植栽および街路樹の撤去を検討する場合は,以下の方針に従うこととする。</p> <p>(a) 歩道植栽帯の撤去(植栽樹も含む)</p> <p>(ｱ) 歩道有効幅員2mが確保されておらず,歩行者の安全な通行を著しく阻害している箇所については植栽帯の撤去を検討するものとする。 歩道幅員は確保されているが,植栽帯幅1.5m未満で,著しく倒木の危険性がある場合,信号機,標識及び歩行者などの視認性を阻害し交通安全上支障がある場合は,高木の撤去または植栽帯の撤去を検討できる。</p> <p>(ｲ) 高木しかない植樹樹において,高木を撤去することで植樹樹が歩行者などの安全な通行に支障を及ぼす場合は,低木植栽,張コン等の対策を講じる。</p> <p>(ｸ) 植樹帯撤去後,植栽が有していた横断抑止機能等については,その代替施設を検討する。</p> <p>(b) 中央分離帯植栽帯の撤去 中央分離帯植栽が,著しく安全な通行を阻害している場合,ゴミのポイ捨てにより著しく環境が悪化している場合は植栽の撤去を検討できる。撤去にあたってはその植栽が有している機能(遮光,横断防止)の代替施設を設置する。</p> |

道路構造の手引き改訂対照表

| | |
|-----------|-----------------|
| 第11編 維持修繕 | 4 その他施設等の維持修繕 |
| 4.4 防草対策 | 掲載頁 11-18 (712) |

新

旧

- ①交通安全上、視認性を常に確保する必要がある箇所（交差点付近の中央分離帯、植樹帯等）
- ②毎年苦情があり、機動班での対応を含め年2回以上草刈りを行っている箇所
- ③草刈り作業により交通渋滞を著しく発生させる箇所

(3) 防草対策の実施方法

防草対策はさまざまな種類があり、現地に合った対策を実施すべきである。地元からの要望・苦情内容や頻度、雑草の種類など、現地確認を行い、適切な防草対策工法を選定する必要がある。標準的な対策箇所や工法は、下図及び表-1のとおりである。

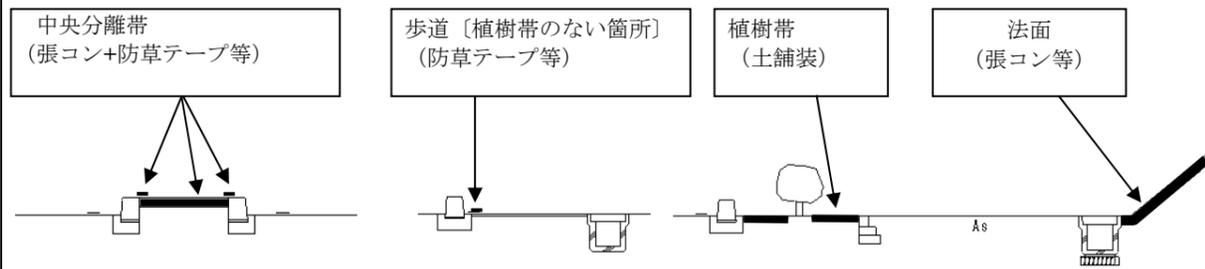


表-1

| 対策箇所 | 工法 | 対策内容や注意点 | 参考図 |
|------------------|----------------|--|-----------|
| 中央分離帯 | 張コンクリート+防草テープ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚みは $t = 10\text{ cm}$ が標準。 ・境界ブロックと張りコンとの隙間や張コンの目地から草が繁茂するため、防草テープ（貼り付けタイプ）や防草シール（埋込みタイプ：張りコンと同時施工）を行う。 ・防草テープの代わりに塗膜材でも可能。 ・事前に除草を確実にするなど施工上の注意が必要。 | 図 1-1 ~ 2 |
| | 土舗装 | <ul style="list-style-type: none"> ・植樹のある箇所のみ施工可。 ・厚みは $t = 3\text{ cm}$ が標準。植樹周りも厚みを確保する。 | 図 2-1 |
| | 鉄鋼スラグ | <ul style="list-style-type: none"> ・2車線暫定供用の中央分離帯の車線寄り幅 2 m 部分に施工。 ・厚みは $t = 10\text{ cm}$ が標準 | 図 2-2 |
| 法面 | 張コンクリート | <ul style="list-style-type: none"> ・厚みは $t = 10\text{ cm}$ が標準。 ・モルタル吹付けでも可能。 | 図 3-1 ~ 2 |
| 植樹帯 | 土舗装 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚みは $t = 3\text{ cm}$ が標準。 ・施工不良によりひび割れ等が発生することがあるため、施工上の注意が必要。植樹周りも厚みを確保する。 | 図 4 |
| 歩道 (構造物と舗装の間) | 防草テープ(貼り付け) | <ul style="list-style-type: none"> ・部分的に剥がれて草が繁茂することがないように事前に除草を確実にするなど施工上の注意が必要。 ・原則、境界ブロックの歩道側のみとする。(車道側は車両通行や路面清掃車作業によりテープが剥がれる恐れがあるため) | 図 5 |

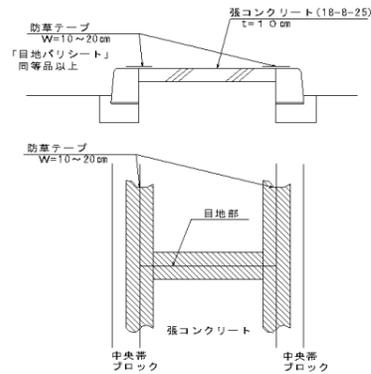
| | |
|-----------|-----------------|
| 第11編 維持修繕 | 4 その他施設等の維持修繕 |
| 4.4 防草対策 | 掲載頁 11-19 (713) |

新

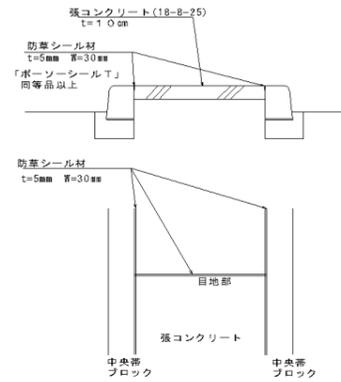
旧

防草対策参考図

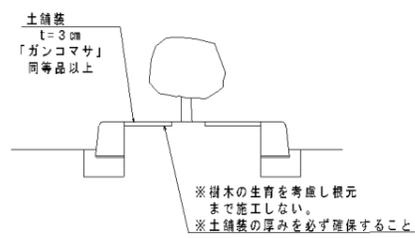
**【図1-1】
中央分離帯**



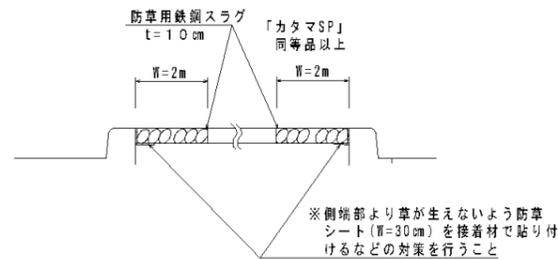
**【図1-2】
中央分離帯（張コンと一体施工の場合）**



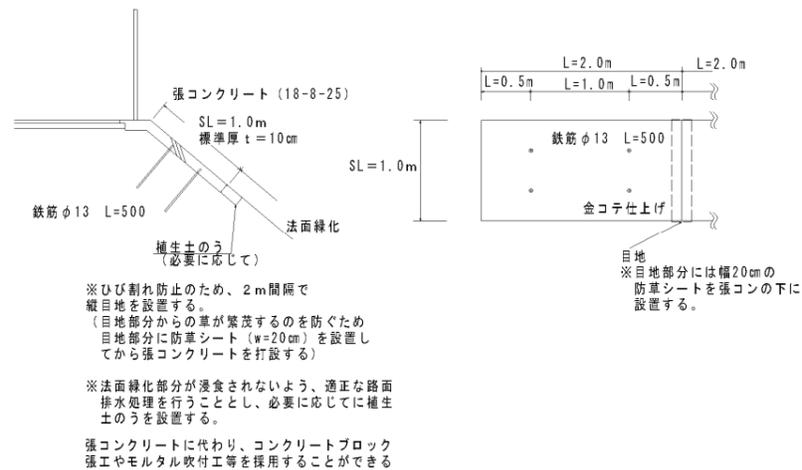
**【図2-1】
中央分離帯（植樹あり）**



**【図2-2】
中央分離帯（暫定2車線供用）**



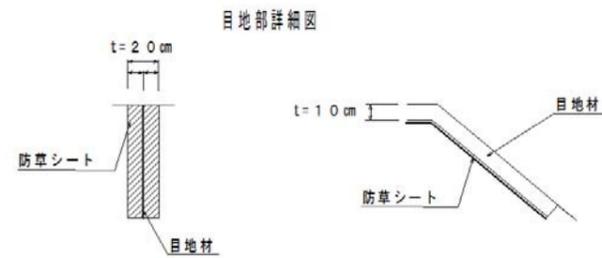
**【図3-1】
法面（法肩）**



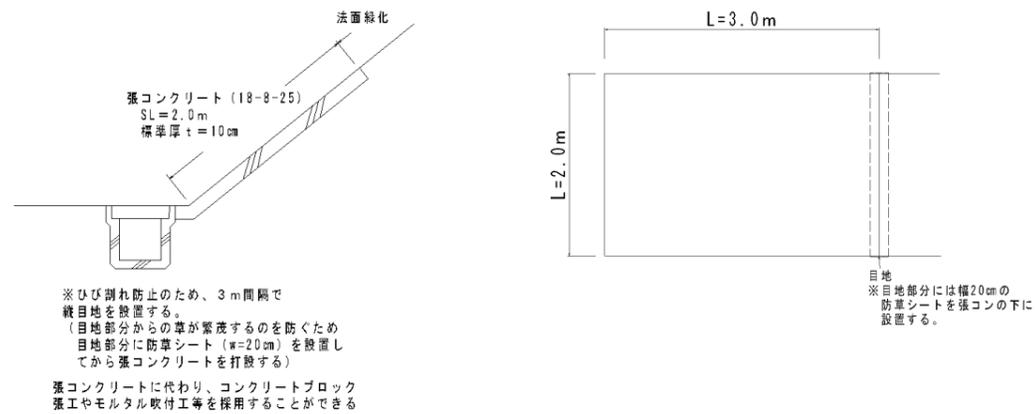
| | |
|-----------|-----------------|
| 第11編 維持修繕 | 4 その他施設等の維持修繕 |
| 4.4 防草対策 | 掲載頁 11-20 (714) |

新

旧



【図3-2】
法面（法尻）



【図4】
植樹帯

【図5】
歩道（構造物と舗装の間）

